

個人情報保護条例における「貸出業務」の位置付け —沖縄県内の公共図書館・学校図書館を対象として—

山口 真也

1. 研究の目的

地方自治体の個人情報保護制度では、住民の個人情報を取り扱う事業を開始する場合には、その事業の目的や取り扱う個人情報の種類、入手方法、コンピュータネットワーク上での取り扱いの有無等を明記した「個人情報取扱事務登録簿」「事務開始届出書」等（以下、個人情報取扱事務登録簿類）を作成しなければならないことが多くの条例において定められている¹。各地方自治体が設置する（つまり公立の）図書館が実施する貸出業務（貸出サービス）についても、利用者の氏名や住所、借りた資料のタイトルなどの情報を取り扱うため、個人情報取扱事務登録簿類を作成しなければならないことになっている。ただし、自治体の個人情報保護制度においては、「取り扱い制限」とする条文において、思想や信条、宗教に関する情報の取り扱いが原則として禁止されることが多く、個人情報取扱事務登録簿の記載事項の中でも、利用者の氏名や住所などの識別型の情報のみはその事業において取り扱われている個人情報であるとされ、肝心のタイトル情報にあたる項目が一切含まれていない、という不可解な状況となってしまうことが確認されている。

図書館界では、貸出サービスにおいて利用者から預かる情報（タイトル記録）は、個人の思想や信条、主義主張に関わる情報であるとして、高度なプライバシーであると考えられており、「貸出記録は個人情報である」という言葉も1990年代頃から図書館学関係の文献においてよく目にするようになってきている。しかし、自治体の個人情報保護制度では、貸出記録の内、個人情報と認定されているのは、氏名や住所などの識別型の情報のみであり、図書館界が思想、信条を表す情報として認識してきたタイトル情報については、個人情報には含まれていない。なぜこのような不可解な状態になってしまうの

だろうか。そして、このままの状態を放置してもよいのだろうか。

筆者は、以上の問題意識の下で、沖縄県内の各自治体における貸出業務に関する登録状況を明らかにするために、登録簿類の内容の確認とインタビュー調査を実施することとした。本稿ではその調査結果を報告すると共に、個人情報保護制度におけるのぞましい貸出記録の位置付けを考察してみたい。

2. 個人情報保護制度と貸出業務との関わり

2. 1 個人情報取扱事務登録簿類の必要性

各自治体の個人情報保護条例では、住民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるように、実施機関は、どのような個人情報をどのような目的で使用するか、ということをも明記した個人情報取扱事務登録簿類を作成、公表しなければならないとするものが多い。個人情報保護制度では、多くの自治体において、事務の目的にとって不要な情報が集められていたり、その目的とは別の用途で利用、提供されていたりする場合には、個人情報の利用の停止、提供の禁止、または消去などを求めることができるようになってきている。こうした権利を行使するためには、当然、自己情報が自治体の事務の中でどのように取り扱われているかを知る必要があり、その状況を住民に知らせるための手段として、事務ごとにその目的、対象、取り扱う個人情報の種類等を届け出し、さらに、事業内容に変更があった場合、終了した場合には速やかに届け出なければならないと決められているのである。

なお、個人情報保護条例は、自治体ごとに制定されるため、内容は少しずつ異なっており、全ての自治体において、個人情報取扱事務登録簿に類するものが作成されるわけではない。例えば、各自治体の個人情報保護条例の中には、

登録（または届出）の対象を、自治体内における個人情報を取り扱う事務、業務そのものではなく、検索可能な状態で管理された個人情報、「個人情報ファイル」とするものもある。川崎市（神奈川県）の個人情報保護条例では、第8条において、「実施機関は、個人情報ファイル（保有する期間が短期であるものその他の規則で定めるものを除く）を保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない」（一部省略）とされており、実施機関がその業務の中で個人情報ファイル²を保有しようとする場合に限って、利用目的、当該業務の目的、ファイルの対象者、内容、管理責任者等を市長に届け出なければならないことになっている³。この場合、自治体の事務、業務そのものの届け出が義務づけられているわけではないため、例えば、図書館の貸出サービスにおいて、短期間（川崎市の場合は1年未満）でデータを消去している場合には、届け出の義務そのものがなくなってしまうことになる。よって、川崎市の公共図書館に関する「個人情報ファイル届出書」においては、紙媒体で管理される「利用者申込書」と、コンピュータで管理される「利用者マスター」という2種類の個人情報ファイルが届け出されており⁴、貸出業務についての届け出は存在しない。もちろん、貸出サービスの際にも、上記の「利用者マスター」とタイトル情報を組み合わせて新たな個人情報ファイルが一時的に作られているはずではあるが、川崎市立図書館が貸出記録を返却時に完全に消去しているのであれば、それは短期間（川崎市立図書館では15日間）しか図書館内で管理されないため、届け出の義務は発生しないと考えられるのである⁵。

2.2 取扱制限の原則

上述のように、各自治体が施行する個人情報保護条例では、原則、収集、保管、利用、提供できない情報として、「思想、信条及び宗教」に関する情報が挙げられることが多い。例えば、全国の中でもいち早く個人情報保護条例を施行した神奈川県では、条例第7条において、「思

想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴、社会的差別の原因となる社会的身分」の取り扱いが制限事項として列挙されている。神奈川県個人情報保護条例の解釈を記した『かながわの個人情報保護ハンドブック』⁶によると、これらの個人情報は、人格そのもの、あるいは精神作用の基礎に関わる情報であり、かつ、その情報が不用意に流出することによって、不当な差別を生み出す原因となってしまう可能性が高いことから、「不安や苦痛を感じさせる程度が強いとともに基本的人権を侵害する危険性が高い」という観点から、原則としてその取扱が禁止されると定められているのである。

ちなみに、例外的に認められる場合とは、第一に、法令又は条例の規定により取り扱うことが義務づけられている場合であり、犯罪の予防、鎮圧、捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まり、その他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うときとされ、ここで言う「法令または条例」には、自治体内の「実施機関が定める規則は含まれない」として、その範囲がかなり限定的にとらえられていることが分かる。また、事務又は事業の執行上、どうしても取り扱わなければならない場合については、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、正当な事務または事業の実施のために必要があると実施機関が判断した場合に限定して、その許可が下りるという制度が設けられており、自治体のサービスにおいて、これらの個人情報を扱うことは、相当に例外的な行為であるという解釈が存在することが分かるのである。

3. 個人情報保護取扱事務登録簿類における貸出業務の位置付けに関する調査

3.1 調査の目的・方法

以上のように、個人情報保護条例では、住民の個人情報を取り扱う事業を開始する際には、その目的や収集する個人情報の種類を明記した登録簿類を作成しなければならないことになっている。その一方で、思想信条等に関するハイセンシティブな個人情報は、自治体の事業においては取り扱ってはならないことになっている。公立図書館とこの規定との関わりを考えた

表 1 公立図書館における貸出業務の登録（届出）状況

自治体名	調査日	条例施行年月日 (最終改正)	登録状況と名称		思想信条等の 取り扱いの有無	登録されている個人情報 の種類	タイトル情報に該当 する項目の有無
			公共	学校			
沖縄県	2007/2/23、 2007/8/23	2005/4/1	○図書館外貸出利用者登録事務	×	なし	識別番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所・居住、電話番号、家庭状況・その他（詳細不明）※6	なし
糸満市	2007/8/23	2005/4/1	×	×	—	—	—
豊見城市	2007/8/23	2003/3/1	—（市立中央図書館利用申し込み に関するファイル）	×	—	（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号）※7	—
那覇市	2007/2/19、 2007/8/23	2005/4/1	○図書館の貸出	×	なし	氏名、住所、性別、生年月日、基本的事項・その他（詳細不明）※8、職業	なし
与那原町	2007/8/26	2003/4/1	○図書管理利用者登録、図書管理用 者登録（町立小中学校児童生徒利用）	×	なし	氏名、住所、性別、生年月日、職業、電話番号、続柄（小中学校児童生徒のみ）	なし
西原町	2007/8/26、27	2003/7/3	○図書館資料の貸出業務	○図書 等の貸 出業務	なし	公共：氏名、住所（職場及び学校等も含む）、性別、生年月日、職業（職場名及び 学校名等）、電話番号（職場及び学校等も含む）、その他（貸出情報・予約情報・電 子メールアドレス・パスワード）/学校：氏名、性別、図書貸出情報、図書予約情 報、学年、学級、出席番号	公共・学校ともにあ り（貸出情報・予約 情報）
浦添市	2007/2/23、 2007/8/23	2006/4/1	○利用申込	×	なし	氏名、住所、性別、生年月日、基本的事項・その他、電話番号	なし
宜野湾市	2007/2/29～ 23、8/13※1	2003/7/1	○市民図書館利用申込※3	×	なし	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号	なし
北谷町	2007/8/26	2002/4/1	○図書館利用カード発行業務	×	なし	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号	なし
沖縄市	2007/2/22	2006/4/1	—（図書館利用者詳細）	×	—	（氏名、住所、性別、生年月日、保護者、勤務先、学校名、携帯番号、eメール） ※9	—
うるま市	2007/2/26	2005/4/1	○貸出業務※4	×	なし	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号	なし
名護市	2007/2/20 (電話)	2005/4/1	×	×	—	—	—
本部町	2007/2/20 (電話)	2004/10/1	×	×	—	—	—
東村	2007/2/20、22 改正中※2	2000/12/20	未設置	未定	—	—	—
国頭村	2007/2/20、21 (メール)	2005/4/1	未設置	×	—	—	—
石垣市	2005/3/28 (参考)	2006/4/1	○図書館業務※5	×	×	氏名、住所、性別、生年月日	なし

（○は「登録（届出）されている、×は「登録（届出）されていない」を意味する）

場合に、まず疑問に思われることは、公立図書館員が日々取り扱っている「貸出記録」は、多くの個人情報保護条例で言う「思想、信条等の個人情報」には該当しないのか、ということである。言うまでもなく、図書館員は、その職務において、日々、利用者の貸出記録を(一時的ではあっても)収集、保管し、事業の中で利用している。貸出記録が思想・信条に関する個人情報となるのであれば、法令によりその取り扱いが明記されているわけではないため、個人情報保護審議会の意見を仰ぐ必要が生じてくるはずであるが、そうした作業が行われているのだろうか。

以上の疑問を解明するために、筆者は、沖縄県内の自治体を主な対象として(公共図書館が設置されている自治体を中心に)、個人情報取扱事務登録簿類における貸出業務の登録状況を調べることとした。まず電話にてアポイントメントをとり、近隣地区については、担当部署を訪れて登録の内容を確認(遠方地区については、電子メールにてやりとりし)、その後、個人情報保護制度を管轄する担当部署にて簡単なインタビュー調査を実施した。調査対象は、沖縄県、糸満市、豊見城市、那覇市、与那原町、西原町、浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、名護市、うるま市、本部町、東村、国頭村、石垣市(参考)の16団体であり、そのうち、沖縄県、那覇市、与那原町、宜野湾市、北谷町、浦添市、うるま市については、貸出記録のタイトル部分が思想・信条等の個人情報に該当するかどうか、という点をインタビュー調査にて確認することとした。調査期間は2007年2月20日～2007年8月27日である。

3.2 調査の結果

(1) 個人情報保護取扱事務登録簿類における貸出業務の登録状況

今回の調査では、まず公立図書館における貸出業務の登録状況について観察調査を行った。調査項目は、①公立図書館の貸出業務が登録されているか、②登録されているとすれば、公共図書館、学校図書館ともに登録されているか、さらに、③思想・信条等の個人情報が取り扱わ

れていることになっているか、④取り扱われていない場合、貸出記録の内、「何を読んだのか」という部分に該当する個人情報を指す項目はあるか、の4点である。調査結果をまとめると表1のようになる⁷⁾。

表1の結果をもとに、貸出業務の登録状況を分析すると、第一に、学校図書館については、西原町以外では全く登録されていないことが明らかとなった⁸⁾。他府県の小中学校図書館では正規、かつ専任(フルタイム)の司書が配置されていない地域が多く、パートタイムの職員さえも配置されていない地域が少なくないため、職員の不在により、個人情報取扱事務が見えづらくなることは仕方のないことではあるが、言うまでもなく沖縄県の場合は、小中学校も含めて、全県的に学校図書館専任職員が配置されている。近年は非正規職員も増えているというデータもあるが、多くはフルタイムで雇用されており、そうであるならば、彼らの業務が登録簿上、存在しないことになっている点は大きな問題であろう。また、公共図書館が設置されている地域でもその登録は全ての自治体において完了しているわけではなく、名護市、本部町、糸満市では、個人情報保護条例が施行されたばかりであることを理由として、貸出業務の登録が行われていないことも確認されている(貸出業務だけでなく複写、督促などの業務登録も行われていない)。個人情報保護制度の理念から言えば、こうした状況は利用者の権利保護上、望ましいことではない。大至急、登録作業を行うべきだろう。

次に、登録が行われていた自治体を対象として、その登録内容を確認すると、全ての自治体において、(図1のように)「思想信条等」の項目へのチェックは入っていないことが明らかとなった。各自治体の登録簿を見ると、氏名、住所、生年月日などの識別型の個人情報を中心に登録がなされており、西原町が「貸出情報」「予約情報」を「その他」のカテゴリに加えているのみであり(図2)⁹⁾、その他の自治体ではタイトル情報に該当する項目へのチェックは一切存在しない。序論で述べたとおり、沖縄県の自治体でもまた、その多くの自治体において、

貸出業務において取り扱われる個人情報、氏名等の個人識別型情報のみであり、タイトル情報は含まれないという状況になっているのである。

なお、沖縄市と豊見城市については、業務単位で個人情報の取り扱いを登録する方式ではなく、個人情報ファイルを登録する条例となっている。2.1で述べたように、沖縄市、豊見城市においても、「一時的使用のため保有し、短期間に廃棄又は消去するもの」は登録を除外されるため¹⁰、他の自治体とは異なり、貸出記録を返却時に消去することが多い公共図書館については、もともと登録する必要はない。ただし、筆者が別に行っている調査では、沖縄市、豊見城市内の学校図書館では貸出記録が返却後も保有され、検索可能な状態で管理されていることが明らかとなっているため、(その是非は別として)個人情報ファイルに該当する可能性が高い。両市の学校図書館関係者もまた、貸出記録を返却後も残す限りは、その目的等を整理し、登録する必要があるだろう。

図1 那覇市の個人情報業務届出書

個人情報業務届出書

4240号
4年 3月 4日

那覇市長 親田勝博 様
実地保管 那覇市教育委員会
教育長 高平納晃敏 印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	92016	届出担当課	那覇市立中央図書館
個人情報管理責任者	那覇市立中央図書館館長		
業務の名称	図書貸出し		
業務の目的	図書資料の一般市民への貸出し		
個人情報取扱対象者	那覇市に在住者、在勤者、在学者		
業務の届出年月日	■ 継続 / □ 新規 (年 月 日)		
届出事項	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 履歴 <input type="checkbox"/> 借書履歴 <input type="checkbox"/> 借書履歴 <input type="checkbox"/> その他

図2 西原町の個人情報業務届出書

思想・信条 <input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> その他	その他 <input type="checkbox"/> 電話番号 (職場及び学校等も含む) <input type="checkbox"/> 家庭状況 (保護者名等) <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 紛争内容 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (貸出情報) (予約情報) (電子メールアドレス・パスワード)	思想・信条 <input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> その他	その他 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 紛争内容 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 図書貸出情報 <input checked="" type="checkbox"/> 図書予約情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学年 <input checked="" type="checkbox"/> 学級 <input checked="" type="checkbox"/> 出席番号
--	--	--	---

(左が公共図書館、右が学校図書館の登録状況)

(2) 「思想・信条等に関する個人情報」についての解釈

以上のように沖縄県の自治体では、その多くが、貸出業務の登録・届出において、タイトル情報を個人情報の一種とは認めていないことが明らかとなった。ではなぜ、個人情報取扱事務登録簿類において、図書館員が通常「貸出記録」に含まれると考えているタイトル情報は含まれていないのだろうか。また、なぜ思想信条等の個人情報に該当しないのだろうか。筆者はその疑問を明らかにするために、上記aの調査を終えた後に、沖縄県、那覇市、宜野湾市、浦添市、与那原町、北谷町、うるま市の7自治体において、個人情報保護制度を管轄する窓口の担当者へと簡単なインタビュー調査を行っている。

まず、各自治体の担当者の共通した解釈としては、「思想・信条等に関する個人情報」とは、自治体職員が本人に対して、「あなたの思想・信条を教えてください」という質問をして、直接的に得られるような情報を指しており、貸出記録のように、思想や信条が間接的に表れるような情報はそもそも対象としていない、という趣旨の回答であった。つまり、図書館の貸出記録の中に個人の主義、思想が反映されることがあるとしても、特定の思想をテーマとする本を借りているからと言って、すぐにその人物がその思想の持ち主であるとは断定できないので、その人物の思想や信条を表す直接的な情報にはならない、と解釈されているのである。確かに、公共図書館の場合は、(学校図書館とは異なり)返却時に貸出記録が消去されることが前提と

なっているため、タイトル情報が取り扱われるとしても、数冊単位でしか扱われないため、読書事実は分かっても、個人の読書傾向をそこからうかがい知ることは難しく、これをもって「思想・信条等の個人情報」と呼ぶことは難しいのかもしれない。

では、貸出記録のタイトル情報部分が、個人情報事務登録簿類において、全く登録されていない点についてはどのように考えればよいのだろうか。結論を急げば、筆者は、実際の貸出業務の中で、短期間ではあっても図書館内でタイトル情報を保管し、統計や返却処理、督促等の業務において使用している限り、それは登録・届出の対象となるはずであり、タイトル情報を全く扱っていないような登録・届出しが行われていない状況は明らかにおかしいと考えている。仮に、タイトル情報が「思想・信条等に関する個人情報」には該当しないとしても、それ以外の項目での登録を行うべきであり、例えば、西原町が行っているように、多くの自治体の登録簿にある「その他」の項目などを用いて、「帯出資料のタイトル」という形で、新たに追加することも不可能ではないはずである(図3)。

図3 タイトル情報を反映させた登録方法

個人情報の内容	基本的事項	思想・信念	社会的活動	経済的活動	心身	その他
■氏名	<input type="checkbox"/> 思想	■職業	<input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 健康状態	■帯出資料のタイトル	
■住所	<input type="checkbox"/> 宗教	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 障害	■予約資料のタイトル	
■性別	<input type="checkbox"/> 政治信条	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 公職公選	<input type="checkbox"/> 異議		
■生年月日	<input type="checkbox"/> 主義信条	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 借入金取引	<input type="checkbox"/> 障害程度		
<input type="checkbox"/> 国籍	<input type="checkbox"/> 趣味嗜好	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 再婚		
<input type="checkbox"/> 職種	<input type="checkbox"/> 記憶簿	<input type="checkbox"/> 異議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 卒業成績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 親縁関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 勤続成績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 婚姻関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
■その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

インタビュー調査では、この提案を伝えた上で担当者とともに個人情報保護条例の解釈について話し合ったところ、調査対象とした7つの自治体全てにおいて、貸出業務の中でタイトル情報を扱っている限り、その情報を表す項目が登録簿類にまったくないのはおかしいという回答が得られ、さらに、「その他」の項目を利用することについても、「そうした解釈もありうる」という前向きな回答を得ることができた。沖縄県については、他の自治体とは異なり、登録簿の「個人情報の記録項目」の中に「その他」

の項目がないため、筆者の提案を受け入れることはできないものの、タイトル情報がどこにも入らないのはおかしいので、とりあえず、「家庭生活」の「その他」、または「社会生活」の「その他」を活用することになるのではないかと、という回答を得ることができた。自治体ごとに条例内容、登録の様式が異なるため、全ての自治体に共通する提案を行うことは難しいものの、ひとまず筆者の提案の趣旨については、各自治体の個人情報保護制度の管轄部署では理解を得ることができたと考えよう。

なお、登録簿類において、タイトル情報が記載されていない理由としては、登録(届出)そのものが、本来は「貸出サービス」を対象として行われるべきところが、「利用申し込み」として行われてしまっていることにもあるのではないかと、ということもインタビュー調査において明らかとなっている。住民が貸出サービスを利用するためには、貸出カードを作るためにまず、氏名や連絡先などを申込用紙に記入して図書館に渡すことになるが、表1から分かるように、沖縄県、与那原町、北谷町、浦添市、宜野湾市に関しては、「利用申し込み」としての事務登録しかなされておらず、厳密に言えば、日々の貸出業務についての登録がなされていないのである。改めて考えてみると、確かに利用申し込みの時点では、タイトル情報は集めていないため、登録簿類において、タイトル情報に該当する項目にチェックが入ってなくても当然である。しかし、図書館が貸出サービスの中で、利用者からタイトル情報を預かっている、収集していることは事実であり、個人情報を取り扱う事務を行っているにも関わらず、その登録が行われていないということは、個人情報を取り扱う事務を開始する際にその登録(届出)を義務づける規定に違反していると思われる。さらに言えば、タイトル情報は返却時に消去されることを理由として「短期間しか個人情報を取り扱わない事務は登録、届出を行わなくてもよい」という誤解が図書館側にあることも一部の自治体において明らかとなっており¹¹、ここでも図書館側の個人情報保護制度に対する関心の薄さが見受けられる結果となった。いずれの

自治体も、名称は「利用申し込み」でも、目的には「貸出サービスを行うための利用者登録」と記されることから、日々の貸出サービスも含めた登録であるとも考えられないわけではないが、日々の貸出業務における個人情報の取り扱い状況を正確に登録するためには、①利用申し込みの登録とは別に、貸出業務を登録するか、または②貸出業務として登録と貸出を1つにまとめた登録簿類を作成するべきであろう。

4. 今後の課題

以上、本稿では、個人情報保護制度における「貸出記録」の解釈について、沖縄県内の各自治体を対象として、個人情報取扱事務登録簿との関わりを中心に考察してきた。繰り返せば、沖縄県内の公立図書館員が貸出業務において取り扱う利用者の個人情報は、個人情報取扱事務登録簿の中では、氏名や住所などの識別型の情報に限られるケースが多く、「思想・信条等の個人情報」としての扱いはなされていないことになっている。このこと自体は、個人情報保護条例の取扱制限の規定に反するものではないのだが、タイトルにあたる部分が、貸出業務において取り扱われる個人情報としては認定されていないという不可思議な状況は実際の貸出サービスを反映したのではなく、個人情報保護の理念が十分に活かされていないと言わざるを得ない。

筆者が各自治体の個人情報保護制度担当部局へのインタビューを行った際に多くの担当者が口にした言葉は、「貸出業務の登録状況についてこれまで議論になったことはない」ということであった。本稿の解釈が正しいかどうかはこれから自治体ごとに細かい検証が必要となるが、個人情報保護制度に関心があれば、図書館サービスの中で最も多くの個人情報に触れる貸出サービスについてどのような形で登録が行われているかは興味が生じるはずであるし、登録簿類に目を通せば、すぐに、タイトル情報にあたる部分が登録されていないという矛盾にも気づくはずである。にもかかわらず、これまでこの問題が全く問題になってこなかったというこ

とは、残念ながら、県内には、個人情報保護制度に関心を持つ図書館員が決して多くはないということであろう。これまで、図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」を通じて、いち早くプライバシー保護の重要性を学んできたはずである。プライバシー保護と個人情報保護とは同一の概念ではないが、共通する部分も少なくない。図書館員は個人情報保護の専門家として、自治体内での個人情報保護制度を牽引する役割を担ってほしいと筆者は考えている。この問題が広く議論されることを期待して、本稿を結びたい。(2007年8月26日)

¹ 自治体によってその名称は様々であり、「個人情報業務登録簿」「事務開始届出書」「個人情報ファイル簿」などの名称が用いられることもある。名称は自治体によって異なるため、本稿では以下「個人情報取扱事務登録簿類」とする。

² 川崎市個人情報保護条例の解説書によると、「保有個人情報（公文書として記録されたもの）を含む情報の集合物」と定義され、具体的には、①「電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」、②「手作業による処理によるもので、例えば人名を五十音順に並べた紙の学籍簿やカルテ等」を指す。(川崎市総務局情報管理部行政情報課編集『個人情報保護ハンドブック』平成17年、川崎市総務局情報管理部行政情報課、2005、p8-9)

³ 川崎市個人情報保護条例では「1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録するもの」については、「開示、訂正等の対象にし、公表すること等に実効性が認められないことかなどから届出対象から除く」とその解説書に記されている(川崎市総務局情報管理部行政情報課編集『個人情報保護ハンドブック』平成17年、川崎市総務局情報管理部行政情報課、2005、p18)

⁴ 届出書を見ると、氏名、住所、生年月日、通勤・通学、会社名(市外登録者)、学校名(市外登録者)、障害、電話番号、FAX番号、メールアドレスについての登録は行われているが、当然、思想・信条等の個人情報についての

登録は行われていない。

⁵ 川崎市では公立学校図書館に関する届け出は行われていない。

⁶ 神奈川県県民情報公開課編『かながわの個人情報保護ハンドブック』神奈川県県民情報公開課,2006,p40

⁷ 表の見方：※1 2007年2月22日に個人情報保護制度担当部署にインタビューし、公共図書館の担当者を紹介されたため、23日に来館し質問状を手渡す。その後、8月13日に回答が郵送された(日付は消印)。※2 東村電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例が2000年12月に施行され、2007年4月1日に東村個人情報保護条例へと改正された。調査時点では改正手続が行われていたため詳細を調べることができなかった。※3 貸出業務としてではなく、「市民図書館利用申込」という名称で、「図書館資料貸出の利用者カードを発行する」という目的での登録が行われている。他に、公共図書館関連の届出としては「市民図書館利用申込書」(広域利用者)、「図書館施設使用申請書」「図書館資料返納通知書」の3つ届出されているが、貸出業務は登録されていない。「図書館資料返納通知書」でも「思想・信条」の項目へのチェックはない。※4 関連する届出としては、他に「予約・リクエスト処理業務」「返本業務」(貸出資料の回収処理=延滞督促)の届出があるが、いずれも「思想・信条」の項目へのチェックはない。※5 業務の名称は「図書館業務」、目的は「図書館業務を円滑にす

るため」と届出されており、貸出業務独自の登録はない。担当部署に聞いたところ、「こうした大雑把な登録は個人情報保護制度の趣旨に反している」ということであった。※6、8 その他の項目にチェックが入っているが、続く()には説明がないため、詳細が分からない。※7、9 個人情報ファイルとして、利用者カードを作成する場合に市民が記入する申込書についての登録であるため、他の自治体と区別するために、()を付す。

⁸ 県内の公立図書館は他に、県立大学図書館2館(県立芸術大学、県立看護大学)があるが、調査時点ではいずれもその業務登録は行われていなかった。

⁹ 西原町では公共図書館が開館する以前の準備室の段階(2003年9月)でも「貸出情報」「予約情報」を記載している。

¹⁰ 沖縄市の場合は条例第7条に明記、豊見城市の場合は個人情報保護条例施行規則第10条3項にて明記。

¹¹ 某自治体でのインタビュー調査中に、公共図書館の担当者に電話連絡をして確認してもらったところ、図書館側から「貸出業務ではタイトルを2週間で消しているので登録する必要はない」という回答があり、個人情報制度管轄部署の担当者にその場で「その解釈は間違っています」と訂正されるということがあった。

やまぐち しんや：沖縄国際大学

優良図書・郷土出版
文具・辞書・参考書

読書はこころの栄養です
一冊の良書とのめぐりあいが
あなたの人生を豊かにするでしょう
心のかよう一冊を当店で求め下さい

 清 光 書 房

那覇市楚辺1-2-71号(那覇高校正門向い)
TEL 834-5132・855-3149 FAX 834-5132
メールアドレス：Seikou-Syobou@ybb.ne.jp